

○ 対象事業の概要等（令和6年4月時点）

1 地域間幹線系統確保維持事業

(1) 補助要件（別表1又は別表28関係）

- ・路線定期運行に係るもの。
- ・平成13年3月31日における複数市町村にまたがる系統であること
- ・令和6年10月1日～令和7年9月30日の運行であること
- ・1日当たりの計画運行回数が3回以上であること
- ・1日当たりの輸送量が15人以上150人以下であること
- ・経常赤字が見込まれること 等

(2) 補助額（別表2関係）

- ・補助対象経費（経常費用見込額－経常収益見込額）の1/2

2 車両取得事業

(1) 要件（別表11関係）

- ・地域間幹線系統確保維持事業の系統を運行するバリアフリー車両であること

(2) 補助額（別表12関係）

- ・補助対象経費の1/2を減価償却方式で5年かけて補助

3 直近3か年度の対象路線

R4年度 計画	■(株)ミヤコーバス 15系統 【通常15系統】白石遠刈田、川崎、川崎〔村田止〕、利府、ゴルフ場、吉岡、色麻、石巻免許センター、河南、石巻専修大、河北、鮎川、女川、蛇田、御崎
R5年度 計画	■(株)ミヤコーバス 15系統 【通常15系統】白石遠刈田、川崎、川崎〔村田止〕、利府、ゴルフ場、吉岡、色麻、石巻免許センター、河南、石巻専修大、河北、鮎川、女川、蛇田、御崎
R6年度 計画	■(株)ミヤコーバス 15系統 【通常15系統】白石遠刈田、川崎、川崎〔村田止〕、利府、ゴルフ場、吉岡、色麻、石巻免許センター、河南、石巻専修大、河北、鮎川、女川、蛇田、御崎 ■宮城交通(株) 1系統 【通常1系統】秋保

4 今後のスケジュール

5月24日（金）	事業実施について事業者からの提出期限
6月上旬	事業内容及び生産性向上の取組について各市町村への協議照会
6月中旬	宮城県地域公共交通活性化協議会の開催
6月末	生活交通確保維持改善計画の国への提出期限